

令和7年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書（1/3）

団 体 名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	企業局 地域整備課 産業労働部 企業立地課
要 望 事 項	県が造成する産業団地等への産業廃棄物処理業者の立地について
要 望 理 由	産業廃棄物処理業界は、製造業や建設業等から排出される産業廃棄物を適正に処理し再生資材やエネルギーに変えるなど、サーキュラーエコノミーを実践する産業として日本の産業を底辺で支え、資源循環型社会を形成するために鋭意努力しております。 特に、近年多発する災害においては、「被災者の日常が一日でも早く取り戻せるように」との理念の下、地元企業として、災害廃棄物の処理にも迅速に対応しているところ です。 一方、県民の当業界に対する負のイメージは依然として強く、埼玉県内で産業廃棄物処理施設を計画しても周辺住民等の理解が得られず新たな立地を断念する事業者が多い状況にあります。このため、多くの産業廃棄物処理事業者は、製造業等が進出する工業専用地域に立地を希望していますが、現在は市町村の地区計画で当該地域への進出が困難な状況にあります。例えば、分譲予定の「久喜高柳地区産業団地」では、その地区計画において、「産業廃棄物処理業の用に供する施設」は建築してはならない、とされています。 産業廃棄物処理施設は、持続可能な循環型社会を形成するための社会インフラとして必要不可欠の施設であります。資源循環の重要性はもとより、地域の雇用の確保や環境改善に貢献し、継続的な投資を呼び込む持続可能な産業として、今後発展が大いに期待されています。 また、廃棄物によるバイオマス発電や余熱利用などにより、エネルギーの地産地消にも貢献するなどの新たな役割も期待されており、エネルギー問題や地球温暖化対策など、現代社会が抱える多くの課題解決にも貢献する産業です。 特に、2030年までに温室効果ガス排出を46%削減し、2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）を実現するためには、産業廃棄物処理業界の役割が極めて重要です。産業廃棄物の適正な処理とリサイクルは、脱炭素社会の実現に不可欠な要素であり、産業廃棄物処理業界は再生可能エネルギーの活用やエネルギー効率の向上に努めております。

加えて、2024年5月22日に可決・成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（通称：再資源化事業等高度化法案）」により、産業廃棄物処理業者はさらなる品質と量の確保、再資源化の実施の状況の報告及び公表を通じて、再資源化事業等の高度化に向けた全体の底上げを図ることが求められています。この法整備のもと、産業廃棄物処理業界は脱炭素社会の実現に向けた重要な役割を果たすことが期待されています。

さらに、今後発生が予測されている大規模災害で生じる大量の災害廃棄物を適正処理し再生利用するために高度処理が可能かつ強靱な廃棄物処理施設の整備が求められております。

これらのことに御理解いただき、県内の産業廃棄物処理事業者が、今後県や市町村が造成する工業専用地域を伴う産業団地や既存の産業団地に立地できるよう、県当局に要望するものです。

併せて、令和6年度の要望に対する回答の進捗状況について御教示ください。

【令和6年度の要望に対する回答（抜粋）】

新規事業化を予定する地区においては、地区計画の策定者である地元市町村に検討を促しています。

このことから、市町村が都市計画を決定又は変更する際は、県知事協議など様々な機会を通じて廃棄物処理施設の適正な立地が図られるよう、引き続き努めてまいります。

令和7年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書（2/3）

団 体 名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	環境部 産業廃棄物指導課
要 望 事 項	産業廃棄物処理業許可申請に添付する更新講習修了証の有効期間を5年とすることについて
要 望 理 由	産業廃棄物処理業の許可を行うに際し、都道府県知事等は、許可申請書が廃棄物処理法施行規則に定める「申請者の能力に係る基準」に適合しているか否かを審査することになっています。 この「申請者の能力に係る基準」は、産業廃棄物処理業を「的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とされており、その判断基準として、埼玉県では申請者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する「許可申請に関する講習会」を受講し、その修了証を許可申請書に添付することを申請者に求めています。 この修了証の有効期間は、各都道府県市が裁量によって定めており、本県（廃棄物処理法を所管する4市を含む。）の場合、更新許可申請を行う場合の修了証（更新講習修了証）の有効期間は2年間と定めています。 一方、新規許可申請を行う場合の修了証（新規講習修了証）の有効期間は5年間と定めています。 これらの有効期間の違いに合理性がないことから、有効期間の違いをなくすよう継続的に県に要望しており、昨年度の回答は、以下のとおりでした。 ① 全国の都道府県・政令市においては、8割以上の自治体が更新課程の講習会修了証の有効期限を2年間と定めています。 ② 県内の許可業者の中には、依然として、法令や制度改正の理解不足が原因で、立入検査時に違反行為を指導される者がいるほか、重大な違反行為により事業停止の行政処分に至った事例も発生しているという事実に基づき、現時点では、引き続きこれまでと同水準の頻度での講習受講は必要と考えています。 しかし、これらの回答内容に対して、当協会としては以下のような見解を持っています。

- ① 全国８割以上の自治体との横並びでなく、埼玉県として時代に即した合理的な行政運営をお願いしたい。

なお、近畿圏や中京圏の府県市は、更新講習修了証の有効期間を５年間としているが、この対応により法令違反数が他の８割の自治体より多く発生している事実はみられない。

- ② 県内の許可業者の中には、「法令や制度改正の理解不足」が原因で、違反行為を指導される者や行政処分を受ける者がいることは事実であるが、「法令や制度改正の理解不足」は、新規講習修了者にも更新講習修了者にも起こりうるものであり、更新講習のみ有効期間を短くする理由にはならない。

新規講習は新たに産業廃棄物処理業の許可を取得しようとするものが対象である。一方、更新講習は既存の許可業者を対象とし、「環境・循環型社会概論」や「業務管理」といった既存の許可業者であれば当然知識を有している課目を省略しつつ、制度改正などに関しては「廃棄物処理法概論」等の課目において新規講習と同様に講習対象とされている。

つまり、どちらの講習を受講しても、修了証発行時点において「申請者の能力に係る基準」を満たしていることに違いはない。

以上のように、有効期間に差異を設けることに合理性はなく、審査事務を不必要に複雑にしているに過ぎないと考えます。

当協会としては、更新講習会修了証の有効期間を新規講習会修了証の有効期間と同様に５年間に変更して頂くよう要望します。

【参考】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターによる全国１２９の都道府県等に対する修了証（更新許可申請書に添付する講習会修了証に限る）の有効期間に係る調査結果は以下のとおりです。

- ① ２年 回答数 １０５（８１．４％） ←埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市
② ５年 回答数 ２４（１８．６％）※

※【中京圏】愛知県、名古屋市など６自治体

【近畿圏】大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市など１８自治体

令和7年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書（3/3）

団 体 名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	環境部 産業廃棄物指導課
要 望 事 項	産業廃棄物処理業の環境産業へのステージアップ事業の充実について
要 望 理 由	県と協会が、平成28年度から連携して実施しているステージアップ事業は、業界のイメージアップを図る「3S運動」、人材定着のための「合同入社式」、太陽光パネルのリサイクルに関する研究など、全国でも例のない取組です。 この事業は全国でも注目され、合同入社式などは東京都でも開催されるなど広がりを見せるとともに、国でも平成29年には「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」において、業界の社会インフラとしての成長に向けて行政による関係者と連携した支援を提言しております。また、県と個別の処理業者が連名の啓発資料(チラシ)は、排出事業者に適正分別やコンプライアンスの徹底を働き掛ける新たな取り組みとして注目されております。 「3S運動」では、スマイル、セイケツ、スタイルの各部門に奨励賞、特別賞、最優秀賞を設定してきましたが、令和5年度から、過去に3S運動最優秀賞を受賞した事業者のうち受賞後も3S運動を継続・発展させている事業者を表彰するトップランナー賞を新設しました。これまでのべ147社から、多種多様な取組についての応募があり、着実に成果が上がっていることを実感しております。 しかし、業界には小規模零細業者が多く、事業の浸透の点では、いまだ道半ばの状況にあります。特に、業界において喫緊の課題である人材確保と育成、労働安全対策の推進の観点からも事業を一層充実する必要があります。協会として全力で取組んでまいり所存ですが、なお公的なバックアップは不可欠の状況です。 そこで、「3S運動」をはじめとするステージアップ事業の継続と一層の充実を要望するものです。
※ 産業廃棄物処理業「3S運動」は、「3K」イメージを払拭して、「スマイル」(笑顔でお客様をお迎え)、「セイケツ」(きれいな明るく整備された工場・職場へ)、「スタイル」(身だしなみからイメージチェンジ)を進める運動。運動推進事業者は県に登録(事業者数約160社)。	

※ 合同入社式は、個々の事業者では少ない新規採用者が一同に会して、国旗と県旗の下で入社式を行なうもの。不安や悩みを抱える新入社員が会社の枠を超え交流することで定着を図ることも期待している。毎年50名～80名が参加。